

看護小規模多機能型居宅介護事業所
えくぼ元町

重要事項説明書

株式会社 おいらーく

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第 0190201343 号)

当事業所はご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

- * 当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方は、ご相談下さい。

＝目次＝

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情受付について（契約書第 18 条参照）
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 非常火災時の対応
10. 第三者による評価の実施状況
11. サービス利用に当たっての留意事項

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 おいらーく
(2) 法人所在地 北海道札幌市東区北 25 条東 20 丁目 7 番 1 号
(3) 電話番号 011-780-6500
(4) 代表者名 代表取締役 星野二三江
(5) 設立年月 平成 12 年 9 月 7 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
平成 29 年 10 月 1 日指定 札幌市 第 **0190201343** 号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らしが続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
また、看護師、准看護師及び保健師（以下「看護職員」という）は、看護小規模多機能居宅介護サービスにおける通いサービスや宿泊サービスに際し、適切な看護サービスを提供すると共に、主治の医師の指示に基づき要介護者の居宅に訪問し、療養上の看護、世話、指導、診療補助等の看護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 看護小規模多機能型居宅介護事業所 えくぼ元町
- (4) 事業所の所在地 北海道札幌市東区北 25 条東 20 丁目 7 番 1 号
- (5) 電話番号 011-780-3200
- (6) 事業所管理者氏名 山本 亮太
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成 29 年 10 月 1 日
- (9) 登録定員 29 人 （通いサービス定員 15 名・宿泊サービス定員 5 名）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。(身体状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)。

居室・設備の種類			備 考
宿 泊 室	個室	1 室	
	多床室	4 室	
	合計	5 室	
居間		ソファを置きくつろげる様にしています。	
食堂		食事用のテーブルと椅子を準備しています。	
台所		利用者様がいつでも利用できるようにオープンしています。	

浴室	個浴が 2 つあります。
消防設備	消火器 3 か所、火災通報装置、スプリンクラー

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

実施地域：札幌市東区（伏古・本町・栄町・東苗穂・東雁来・丘珠地域）

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日～日曜日 9時～16時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月曜日～日曜日 16時～9時

* 受付・相談については、通いサービスの時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> * 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業員の職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1 人	人		1 人	事業内の調整
2. 介護支援専門員	1 人	人	人	1 人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	6 人	6 人	人	人	日常生活の介護・相談業務
4・看護職員	4 人	2 人	人	人	健康チェック等の医務業務

<主な職種の勤務体制>

職種	職 務 体 制
1. 管理者	勤務時間： 8：45～17：45
2. 介護支援専門員	勤務時間： 8：45～17：45
3. 介護職員	主な勤務時間：8：45～17：45 夜間の勤務時間：16：30～9：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間：8：00～17：00 8：30～17：30 9：00～18：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて以下の 2 つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

((5) 参照)

＜サービスの概要＞

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

- ③飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

＜サービス利用料金＞（契約書第 5 条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料は 1 か月の包括費用（定額）です。

下記の料金によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者様の要介護度に応じて異なります）。

事業所と同一建物外に居住の方

令和 6 年 4 月 1 日から

事業所と同一建物に居住する者以外に提供の場合					
ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 12.447 単位	要介護 2 17.415 単位	要介護 3 24.481 単位	要介護 4 27.766 単位	要介護 5 31.408 単位
サービス利用に係る（自己負担額）	12.659 円	17.711 円	24.898 円	28.238 円	31.942.円
事業所と同一建物に居住者への提供の場合					
ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 11.214 単位	要介護 2 15.691 単位	要介護 3 22.057 単位	要介護 4 25.017 単位	要介護 5 28.298 単位
サービス利用に係る（自己負担額）	11.405 円	15.958 円	22.432 円	25.443 円	28.779 円

☆月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または日割りでの割り引きまたは増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・利用者との当事業所との契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記入した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事及び宿泊費に係る費用は別途いただきます。（下記（２）ア及びイ参照）
 ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算について

本項アのサービス利用料金の他、以下の加算に該当する方には、所定単位数に応じた利用料金がかかります。

初期加算：指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間、30日を越える入院後に再び利用を開始した方

認知症加算Ⅲ：日常生活に支障を来す恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方

認知症加算Ⅳ：要介護状態区分が要介護2で、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方

退院時共同指導加算：入院中に当事業所より在宅での療養指導を受けた方

事業所開始時支援加算：平成26年3月31日まで（当事業所の登録者数により利用料金がかからない場合があります）

緊急対応加算：緊急時の訪問看護を必要に応じて行う方

特別管理加算Ⅰ：医療機関にて在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている方又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している方

特別管理加算Ⅱ：一、医療機関にて次の在宅療養指導管理を受けている方
 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
 二、人工肛門又は人工膀胱を設置している方
 三、医療機関にて在宅患者訪問点滴注射管理指導を受けている方

ターミナルケア加算：在宅で亡くなる方に対し、訪問看護を行う場合

介護職員処遇改善加算Ⅰ：当事業所ご利用の方全員が対象となります

上記加算の利用料金の目安は以下の通りです（端数切り捨てで表示しているため、実際にかかる料金と違う場合があります）

※下表は自己負担1割の場合であり、2割・3割の方は金額が変わります。

加算名	単位数	利用料金
初期加算	30 単位／日	31 円／日
認知症加算Ⅲ	760 単位／月	773 円／月
認知症加算Ⅳ	460 単位／月	468 円／月
退院時共同指導加算	600 単位／回	611 円／月
総合マネジメント加算	1200 単位／月	1221 円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 単位／月	763 円／月
緊急時対応加算	774 単位／月	788 円／月
特別管理加算Ⅰ	500 単位／月	509 円／月

特別管理加算Ⅱ	250 単位／月	255 円／月
訪問看護体制強化加算	2500 単位／月	2542 円／月
ターミナルケア加算	2,500 単位／月	2,543 円／月
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位	153 円
排泄支援加算（Ⅰ）	10 単位	11 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	41 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数×10.2%	利用単位数による
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数×1.5%	利用単位数による

*1 単位：10.17 円 令和 6 年 6 月から処遇改善加算と特定処遇改善加算が一本化になり総単位数×14.9%

ウ 減算について

本項アのサービス利用料金の他、以下の減算に該当する方には、所定単位数に応じた利用料金が減額になります。

医療訪問看護減算：主指の医師が当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合

ご契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
医療訪問看護減算	925 単位／月			1850 単位／月	2914 単位／月
	968 円／月			1881 円／月	2963 円／月

* 自己負担額は 1 割の場合の額を載せています。2 割の場合はその約 2 倍、3 割の場合は約 3 倍となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金： 昼食： 595 円 おやつ代 103 円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスに要する費用です。

個室一泊 2,000 円 多床室一泊 1,800 円

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービス及び送迎サービスに要した交通費については、その実費を徴収する。またタクシー又は公共交通機関利用の場合は、その実費とする。

エ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者は、サービス希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事ができます。

利用料金：材料代の実費をいただきます。

オ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

カ その他

経済状況の著しいその他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行うか2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。但し、振り込み手数料等は利用者負担とし、自動口座引落等は事業所負担とします。

- ① 事業所での現金払い
- ② 銀行振り込み
- ③ 銀行自動引き落とし

【口座】

金融機関名	北洋銀行 東苗穂支店
口座番号	(普) 0472589
名義人	株式会社 おいらーく

(4) 利用中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

☆5・（1）の介護保険対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。

ただし、5・（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定前日までに申し出があった場合	無料
利用予定前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の50%

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービス提供するために、ご契約者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載しご契約者に説明の上交付します。

6. 緊急時における対応方法

指定の介護の提供を行なっているときに利用者の状態に急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、管理者に報告いたし次のような対応をいたします。

(1) 苦情処理

管理者は、提供した指定の介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(別表) 苦情処理体制表添付

(2) 事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を行なう。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。
- 4 事業所は、事故発生における経過とその講じた対策・賠償の記録をとり保管し、また再発防止の措置を講じ事業所内で研修を行ないます。

(3) 損害賠償

事業所の責任により、ご利用者様に生じた損害については、加入している損害保険の補償範囲内で対応いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者様に故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減免する事があります。

《賠償がされない場合》

- 1 ご利用者様及びご家族代表者が、契約締結時やサービス提供時にご利用者様の心身状況や病歴等について故意に告げずまたは虚偽に告げたことを主たる原因として発生した損害。
- 2 ご利用者様の急な体調変化など、施設の実施したサービスを原因としない事由で発生した損害。
- 3 ご利用者様が、施設もしくは従業員の指示・依頼に反して行った行為を主たる原因として発生した場合。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

札幌市東区役所 介護保険担当課	札幌市東区北11条東7丁目 電話番号：011-741-2400
北海道社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談	札幌市中央区大通西19丁目1-1 電話番号：011-632-0550
札幌市保健福祉局 介護保険課	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3F 電話番号：011-211-2972

(受付時間：9：00～17：00)

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営促進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等

開 催：隔月で開催

会議録：運営促進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

医療法人社団豊生会東苗穂病院 所在地：札幌市東区東苗穂3条1丁目2番18号
電話番号：011-784-1121

介護老人保健施設 ひまわり 所在地：札幌市東区東苗穂3条1丁目2番18号
電話番号：011-781-8800

東苗穂にじいろ歯科クリニック 所在地：北海道札幌市東区東苗穂3条1丁目2番12号
電話番号：011-780-5514

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防法に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

防火管理者 高橋 雅博

<消防用設備>

- ・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・ガス漏れ感知器 ・スプリンクラー
- ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器 ・防火扉 ・一動作型緩降機

<地震・大水等災害発生時の対応>

*自治体の地域防災計画との関係も考慮しながら記載することが考えられます。

10. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況			
運営推進会議にて外部評価を頂き、ホームページにて開示する。	① あり	実施日	2か月に1回 (運営推進会議)
	2 なし	評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては入浴サービス等中止する場合があります。
- ・利用日当日に欠席する場合には前日もしくは当日午前 8 時 30 分までに事業所に連絡をしていただきます。
- ・サービス提供上、他の利用者の方の迷惑となる行為等が見られた場合、利用を中止していただく事があります。

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：看護小規模多機能型居宅介護事業所 えくぼ元町

説明者

管理者 山本亮太 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

代理人住所 _____

関係 _____

氏名 _____ 印

* この重要事項説明書は、厚生労働省第 34 号＜平成 18 年 3 月 14 日＞第 88 条により準用する第 9 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。